

保安林解除手続きに係る 特例措置の提案について

平成30年12月13日
農林水産省 林野庁

1 愛知県の提案に対する当省の考え方①

【提案1】 特定の場合における保安林解除に係る用地事情要件の一部適用除外

既存の工場・事業場と一体的に生産・研究開発を行うために隣接地の保安林を解除する場合には、「用地事情等」に関する要件のうち「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」を適用しない。

【当省の考え方】

愛知県の提案では、国民の生命・財産を守るために特に公益的機能の発揮を図る必要がある森林として指定している保安林の解除要件を緩和するものであるため、保安林の機能の発揮に支障が無いよう、要件を追加した修正案を提出する。

【提案2】 地方自治体が行う事業に伴う保安林解除の「確定告示」の前倒し

事業者が都道府県（地方公営企業を含む。）であり、代替施設の設置等が確実に講じられる場合には、造成工事完了後、速やかに保安林解除の確定告示を行う。

【当省の考え方】

愛知県の提案では、主要な代替施設以外の施設が設置されなかった場合の対策が不十分であるため、そのことが明らかな場合の措置を追加した修正案を提出する。

2 愛知県の提案に対する当省の考え方②

【提案3】 区域会議認定により保安林解除の農林水産大臣通知がされたものとみなす

特定の要件を満たす重要流域内の保安林の解除について、国家戦略特別区域計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合は、農林水産大臣の解除予定通知（森林法第29条）があったものとみなすこととし、都道府県知事が解除予定告示を行う。

※解除確定告示については、現行どおり農林水産大臣が行うものとする。

【当省の考え方】

愛知県の提案では、農林水産大臣が責任を持って実施すべき保安林の解除権限を移譲するものである等の理由から、国民の生命・財産を守る保安林制度の根幹に関わるものであり、受け入れられない。

3 【提案1】に対する農林水産省の意見

愛知県の提案内容(要件)

農林水産省修正案

理由等

① 当該事業の主たる区域が保安林以外であること。(事業区域面積のうち保安林の割合が25%以下)

① 当該事業(拡張する事業のことをいう)区域の主たる区域が保安林以外であること。

- ・ 「当該事業」の定義を明確化するため。

② 当該事業が既存事業との一体性を有するものとして、その区域が既存事業の主たる区域に隣接していること。

② 当該事業が既存事業と一体的に実施されるものであり、当該事業区域が既存事業の主たる区域に隣接していること。

- ・ 一部表現の適正化を図るため。

③ 当該事業に伴い森林率が35%以上確保されるものであること。

③ 当該事業に伴い森林率が35%以上確保されるものであること。

- ・ 愛知県の提案内容(要件)どおり

④ 当該事業が公的な計画に位置付けられた重要分野に係るものであり、都道府県(地方公営企業を含む。)が事業主体となる事業であること。

④ 当該事業が公的な計画に位置付けられた重要分野に係るものであり、都道府県(地方公営企業を含む。)が事業主体となる事業であること。

- ・ 愛知県の提案内容(要件)どおり

—

⑤ 事業環境の変化等により、既存事業を当該箇所では拡張する必要があること。

- ・ やむを得ない事情がある場合に限り、保安林解除を認めているため。

—

⑥ 既存事業に隣接した土地に保安林以外の利用可能な土地がある場合は、当該土地を優先して利用する計画であること。

- ・ 保安林以外に利用可能な土地があるにも関わらず、隣接する保安林だけが開発されないようにするため。

—

⑦ 都道府県知事は、生活環境の保全・形成機能の維持増進を図る観点から、当該事業区域内の残置森林(普通林)及び造成森林について、保安林に指定すること。

- ・ 保安林の機能の確保のため、一部要件を追加する必要があるため。

4 【提案2】に対する農林水産省の意見

愛知県の提案内容(要件)

農林水産省修正案

理由等

- | | | |
|--|--|--|
| ① 主要な代替施設(排水施設、流出土砂貯留施設及び洪水調節施設)の設置が完了していること。 | ① 主要な代替施設(排水施設、流出土砂貯留施設、洪水調節施設等であって、 農林水産省と事前に協議した上で決定した施設)の設置が完了していること。 | ・ 解除する保安林によって、何が主要な代替施設になるのか、変わる場合があるため。 |
| ② 未完成の代替施設に関する工事完了の期日が明確になっていること。また、当該施設の工事完了までの防災措置が計画されていること。 | ② 未完成の代替施設に関する工事完了の期日が明確になっていること。また、当該施設の工事完了までの防災措置が計画されていること。 | ・ 愛知県の提案内容(要件)どおり |
| ③ 確定告示までの間において、万が一自然災害が生じた場合には、事業者(地方公営企業を含む都道府県)は、都道府県知事及び農林水産大臣に報告を行うとともに、事業者の責任において復旧作業等を確実に行うこと。 | ③ 確定告示までの間において、万が一自然災害が生じた場合には、事業者(地方公営企業を含む都道府県)は、都道府県知事及び農林水産大臣に報告を行うとともに、事業者の責任において復旧作業等を確実に行うこと。 | ・ 愛知県の提案内容(要件)どおり |
| | ④ 主要な代替施設以外の施設が設置されなかった場合、当該保安林の解除区域について、保安林の機能を回復させる措置が講じられること。 | ・ 代替施設が設置されないことが明らかな場合は、森林に復旧する等の対応が必要であるため。 |

5 【提案3】に対する農林水産省の意見

愛知県の提案内容

農林水産省の意見

理由等

- ・ 特定の要件を満たす重要流域内の保安林の解除について、国家戦略特別区域計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合は、農林水産大臣の解除予定通知(森林法第29条)があったものとみなすこととし、都道府県知事が解除予定告示を行う。

※ 解除確定告示については、現行どおり農林水産大臣が行うものとする。

・ 受け入れられない。

- ・ 重要流域内の保安林の解除は、国民の生命・財産を守る観点から、森林法に基づき農林水産大臣がその権限と責任の下、直接行う事務である。
- ・ 提案3に基づき、保安林の解除の手続きを行ったとしても、実質的な手続期間の短縮化に繋がらない。
- ・ 個別案件ごとに、事前相談段階から都道府県と林野庁が緊密に調整し、双方が手続きの迅速化に努めるとともに、提案1及び提案2の修正案に基づき、保安林の解除の手続きを行うことにより、愛知県が望む保安林の解除に要する期間の短縮には対応できる。

【事前相談の導入背景と必要性】

- ・ 保安林の解除申請後に申請書等の不備があり、その修正に相当の期間を要するものが多くあったことから、事業者への過度の負担が生じていた。
- ・ このため、昭和60年臨時行政改革推進審議会答申において、迅速化及び簡素化を図る旨の提起がなされたことから、事前相談を制度化したもの。
- ・ 事前相談に係る標準処理期間(事業者による修正期間等は除く。)は2か月としているが、案件毎に可能な限り迅速に処理しており、この期間を要することはない。

(参考) 今回の提案の背景にある個別案件の状況

愛知県からの事前相談：10月26日

事前相談終了：11月14日(この間、修正は2回発生)

現在は、愛知県からの本申請を待っているところ。

6 保安林解除案件の所要期間について

- 保安林の解除に係る標準処理期間は、都道府県からの解除申請書を接受してから解除予定通知を施行するまでに要する期間（90日間、林野庁の修正指示に対する都道府県の修正期間は含まれない）。
- 平成29年度実績（都道府県が事業主体であるもの）では、**都道府県の修正期間を含めても60%以上が90日以内で処理(平均107日)**。
- 平均的な案件では、保安林の解除に要した処理期間のうち、**農林水産省による審査期間よりも都道府県による修正期間の方が長い**。

<解除審査の流れ（関係部分）>

解除申請書接受
(都道府県知事 → 農林水産大臣)

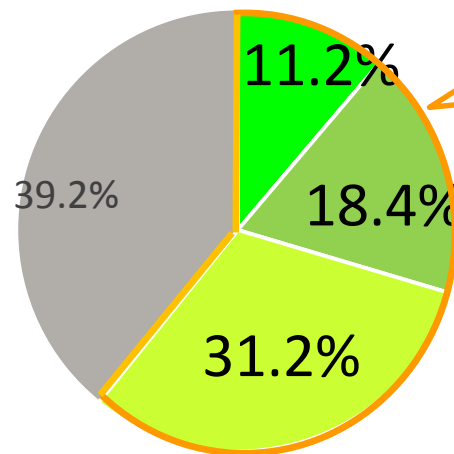
- ・ 適否審査
- ・ 都道府県の書類修正

解除予定通知施行
(農林水産大臣 → 都道府県知事)

解除予定告示（都道府県知事）

標準処理期間
90日間

<申請書接受から解除予定通知施行までの所要期間>



都道府県の修正期間
を含めても、60%以上
が90日以内で処理

- 30日以下
- 31日～60日
- 61日～90日
- 91日以上

<平均的な案件における国と都道府県の所要期間内訳>

	接受日①	施行日②	所要期間 (②－①)	審査期間 (国)	修正期間 (都道府県)
A県	H29.8.7	H29.11.28	113日	41日	72日
B県	H29.11.24	H30.3.20	116日	55日	61日
C県	H29.10.23	H30.3.15	143日	32日	111日

審査期間 < 標準処理期間
(90日間)

(参考1) 保安林の指定・解除に関する国と都道府県の役割分担

- **保安林の指定・解除**に関する権限・事務は、**国と都道府県とで役割分担**。
- **1～3号保安林**（1号：水源かん養保安林、2号：土砂流出防備保安林、3号：土砂崩壊防備保安林）は、**その指定の目的の性質上、受益範囲が広く流域に及ぶ**保安林。
- **重要流域**とは、**2以上の都府県の区域にわたる流域**その他の**国土の保全又は国民経済上特に重要な流域**。

保安林の区分			指定・解除権限
民有林	1 ～ 3 号	重要流域	農林水産大臣
		重要流域 以外	都道府県知事 （法定受託事務）
	4 号以下		都道府県知事 （自治事務）
国有林			農林水産大臣

受益が広域的であり、かつ、国土の保全や国民経済活動の基礎をなすナショナルミニマムの維持に資するものであり、具体的には、社会通念上定着している一級水系を含む流域を重要流域としている。

国土を保全することを目的としている保安林制度と、同じく災害防止を目的とする河川行政は、整合を図った対応が重要であり、一級河川が存する流域における保安林の指定及び解除については、農林水産大臣が責任を持って実施すべきであると一連の地方分権改革において整理された。

※ 河川法（昭和39年法律第167号）第4条・・・この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの。

(参考2) 平成30年の山地災害の都道府県別の発生状況

都道府県別の山地災害の発生状況

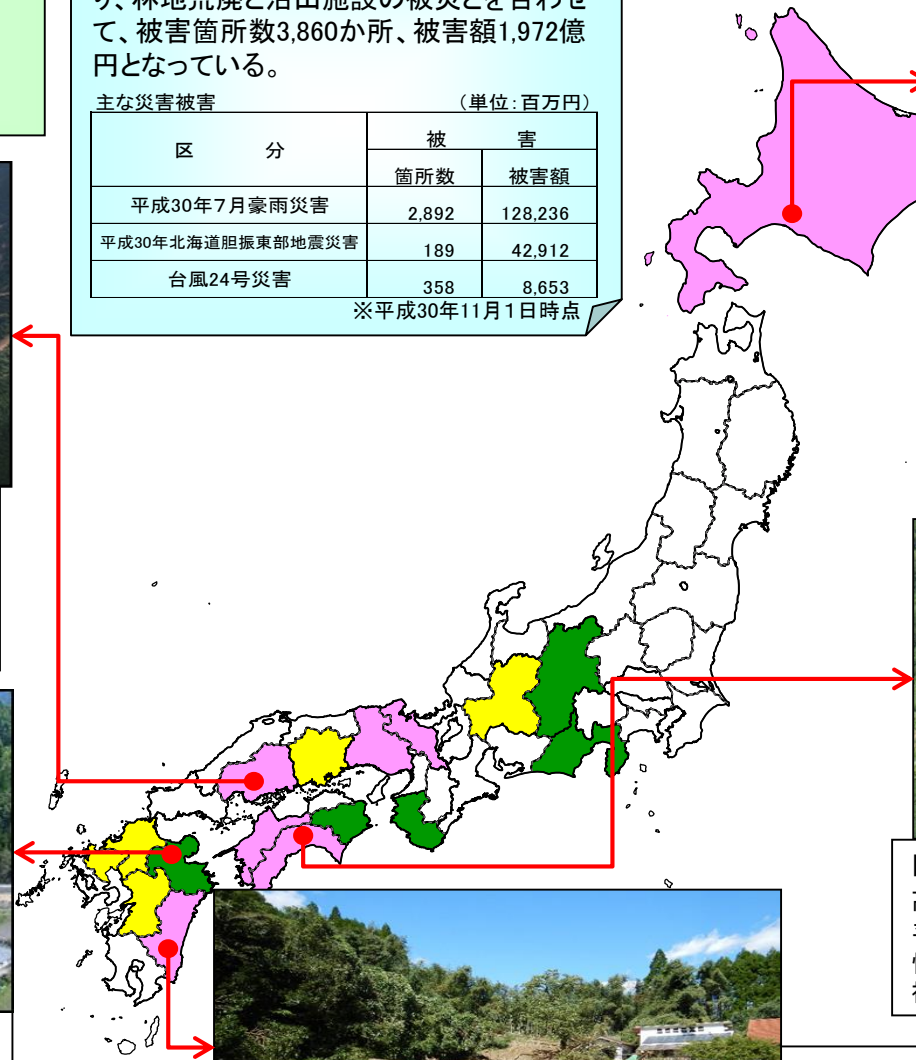
- = 被害額 40億円以上
- = 被害額 30 ～ 40億円
- = 被害額 20 ～ 30億円
- = 被害額 20億円未満

平成30年の山地災害は、平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震等により、林地荒廃と治山施設の被災とを合わせて、被害箇所数3,860か所、被害額1,972億円となっている。

主な災害被害 (単位: 百万円)

区 分	被 害	
	箇所数	被害額
平成30年7月豪雨災害	2,892	128,236
平成30年北海道胆振東部地震災害	189	42,912
台風24号災害	358	8,653

※平成30年11月1日時点



【9月6日 平成30年北海道胆振東部地震災害】

北海道勇払郡厚真町

北海道胆振地方中東部で最大震度7(マグニチュード6.7)の地震が発生した。これにより厚真町を中心に多数の山腹崩壊が発生し、崩壊土砂により死者・行方不明者、人家の崩壊が多数に及ぶ甚大な被害が発生。



【7月7日 地すべり災害(平成30年7月豪雨災害)】

高知県長岡郡大豊町

平成30年7月豪雨により幅70m、長さ150mの地すべり性崩壊が発生し、高知自動車道橋梁・町道が崩落する被害が発生。



【9月30日 台風第24号災害】

宮城県東諸県郡綾町

台風第24号により土石流が発生し、倉庫が押し流される被害が発生。



【7月6日～8日 平成30年7月豪雨災害】

広島県東広島市

平成30年7月豪雨により広島県内全域で大規模な山腹崩壊等の山地災害が多数発生。中でも東広島市は、箇所数・被害額ともに県内最大。



【4月11日 地すべり災害】

大分県中津市耶馬溪町

民家の裏山において最大幅160m、最大長さ(水平距離)160mに及ぶ地すべり性崩壊が発生し、6名が死亡し、4棟が全壊する被害が発生。